

西尾市消防施設に関する指導要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市建築開発事業指導要綱第24条の規定に基づき協議が必要となる事業を行う者（以下「事業者」という。）及び中高層建築物の設置者に対して、消防施設の設置指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において中高層建築物とは、4階以上（地階を除く。）又は高さ15メートル以上（平成12年消防庁告示1消防力の整備指針第7条）の建築物をいい、消防施設とは、開発行為等に伴い設置する防火水槽又は消火栓（以下「消防水利」という。）及び消防活動に必要な空地（以下「消防活動用空地」という。）をいう。

第2章 消防水利

(消防水利の設置基準)

第3条 事業者は、次の各号に定める基準により、消防水利を設置しなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和42年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為の事業を行う区域（以下「事業区域」という。）の面積が、3,000平方メートル以上の場合
- (2) 事業区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合。ただし、既設の消防水利が事業区域を包含できる場合は、設置しないことができる。
- (3) 事業区域に集合住宅で20戸以上を建築する場合。ただし、既設の消防水利が事業区域を包含できる場合は、設置しないことができる。

2 消防水利は、事業区域を完全に包含しなければならない。この場合において、一の消防水利によって包含できる範囲は、用途地域の区分に応じ、当該消防水利からの距離以下にある区域とする。ただし、既設水利、水道配管の状況、消防車の接近等を考慮し、設置位置を協議することができる。

用途地域	消防水利からの距離
近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域	100m
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域	120m

3 消防水利を3か所以上新たに設置する必要がある場合は、消防水利の設置総数の3分の1以上を防火水槽としなければならない。

(消防水利の帰属等)

第4条 消防水利及びその用地は、原則、西尾市（以下「市」という。）に帰属するものとする。ただし、諸事情により市に帰属することが不適當であると消防長が認める場合は、指定消防水利（西尾市指定水利に関する要綱（以下「指定水利要綱」という。）第1条に規定する「指定消防水利」をいう。以下同じ。）として取扱うものとする。

2 前項ただし書きの規定により取扱う場合、指定水利要綱第4条により手続きをし、所有者等が指定消防水利を維持管理するものとする。

3 法第17条により設置する消防用設備等の消防用水（以下「消防用水」という。）が設置義務となる場合には、指定消防水利である防火水槽をもって消防用水を兼ねることができる。

(防火水槽の位置・構造・機能等)

第5条 防火水槽は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 防火水槽の容量は40立方メートル以上であること。

(2) 有蓋でⅠ型（空地用）は、地下式又は半地下式（地表面の高さは50センチメートル以下であること。）、Ⅱ型（道路用）は、地下式であること。

(3) 一槽式であること。

(4) 底設ピット（消防用水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。）を有していること。

(5) 底設ピットは、吸管投入孔のおおむね直下に設け、一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上かつ深さが50センチメートル以上であること。

(6) 水槽底の深さは、底設ピットの部分を除き、地表面から4.5メートル以内であること。

(7) 吸管投入孔は、頂版部に設け、原則として丸型とし、直径が60センチメートル以上であること（80立方メートル以上の容量を有する防火水槽は2か所以上設けること）。

(8) 上積荷重は、Ⅱ型にあつては自動車荷重（T-25荷重）を、Ⅰ型にあつては10kN/m²の荷重を考慮すること。

(9) コンクリートは、材料の均質性、水密性、耐久性を考慮し、設計基準強度（4週圧縮強度）は、現場打ち防火水槽にあつては24N/mm²以上、二次製品防火水槽にあつては30N/mm²以上のものであること。

(10) 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋は原則として直径13mm以上の異形鉄筋とし、Ⅰ型にあつては1,600kg以上、Ⅱ型にあつては2,000kg以上使用するものであること。

- (11) 鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又は防錆処理が施されたものであること。
- (12) 頂版、側版、底版及び底設ピットの躯体の厚さは、現場打ち防火水槽Ⅰ型にあつては20センチメートル以上、Ⅱ型にあつては25センチメートル以上、二次製品防火水槽のRC部材にあつては20センチメートル以上、PC部材にあつては15センチメートル以上、鋼製部材にあつては3.2ミリメートル以上であること。

（消火栓の構造等）

第6条 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。

（標識の設置）

第7条 事業者は、消防水利を設置する場合は、次に掲げる区分に応じ、標識又は標示を掲げなければならない。

帰 属	種 類	標 識 ・ 標 示
第4条第1項の規定に基づき市に帰属する消防水利	消 火 栓	標識「消火栓」（別図第1、別図第2）
	防 火 水 槽	標識「防火水そう」（別図第1）
第4条第1項ただし書きに基づき市に帰属のない消防水利	消 火 栓	標識「消火栓」（別図第1）及び指定消防水利標示（別図第4）
	防 火 水 槽	標識「消防用水」（別図第3）及び指定消防水利標示（別図第4）

（消防水利の検査等）

第8条 消火栓の検査は完成時に行い、防火水槽の検査は次によりその都度行うものとする。

(1) 中間検査

ア 現場打ち防火水槽

- (ア) 底部及び側壁の配筋完了後
- (イ) 上部配筋完了後
- (ウ) 防水工事完了後

イ 二次製品防火水槽

- (ア) 本体設置後（埋戻し前）
- (イ) 防水工事完了後

(2) 水張り検査

(3) 完成検査

2 消防水利は、完成検査時まで、使用可能な状態にしなければならない。

(設置の届出等)

第9条 消防水利施設を設置する場合は、事前に消防水利施設設置届出書（様式第1号）を消防長に届け出なければならない。

第3章 消防活動用空地

(消防活動用空地等の設置基準)

第10条 事業者は、中高層建築物を建築する場合は、はしご車の進入路及び消防活動用空地を設置しなければならない。

(用語の定義)

第11条 この基準に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防活動用空地とは、災害発生時にはしご車が建築物に接近し、活動するときに、はしご車の性能を十分に発揮するために、専用に設けた空地をいう。
- (2) 取付道路とは、はしご車進入路、消防活動用空地に接した車道をいう。
- (3) はしご車進入路とは、取付道路から消防活動用空地までの、はしご車が進入できる通路をいう。

(はしご車進入路)

第12条 はしご車進入路は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) はしご車進入路の有効幅員は、道路幅員に応じて次の表の数値以上の幅員を確保すること。この場合、はしご車の回転を容易にするために隅切りを設ける場合は、切取線と道路とのなす角度が等しく、かつ切取線の長さが2メートル以上のものにあつては、次の表の進入路の幅員から1メートルを差し引いた数値以上とすることができる。

取付道路の幅員 (m)	進入路の幅員 (m)
4.0以上4.5未満	11.0以上
4.5以上5.0未満	10.0以上
5.0以上5.5未満	9.5以上
5.5以上6.0未満	9.0以上
6.0以上6.5未満	8.5以上
6.5以上7.0未満	7.5以上
7.0以上8.0未満	7.0以上
8.0以上9.0未満	6.5以上
9.0以上	6.0以上

- (2) はしご車進入路の縦断勾配は、12パーセント以下とすること。

- (3) はしご車進入路は、総重量 22 トンのはしご車が走行するに十分な構造であり、かつ路面はセメントコンクリート舗装又はアスファルトコンクリート舗装とすること。
- (4) はしご車進入路には、くぐり等を設けないこと。やむを得ずくぐり等を設ける場合は、その直下の地盤面から 4 メートル以上の高さを確保すること。

(消防活動用空地)

第 13 条 消防活動用空地は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 消防活動用空地は、原則としてバルコニー側に設置すること。ただし、建築物の構造が二方向避難に該当する場合はこの限りでない。
- (2) 消防活動用空地の形状は、原則として幅 6 メートル以上、長さ 12 メートル以上とし、別図第 5 「消防活動用空地の設置基本図」に基づいて建物との間隔を保有すること。
- (3) 消防活動用空地の設置間隔は、40 メートル以下とし、かつ有効に活動できる位置とすること。
- (4) 消防活動用空地の縦・横断勾配は、5 パーセント以下とすること。
- (5) 消防活動用空地の路面構造は、原則として進入路の構造に準じ、かつ地盤支持力が、ジャッキ荷重 (1.005 N/m^2) に耐えるものとする。
- (6) 消防活動用空地の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。
- (7) 消防活動用空地と建築物の間及びその周辺の上空には、はしご車の活動の支障となる工作物等を設置しないこと。

2 規制標識及び標示については、次に適合すること。

消防活動用空地には、別図第 6 の規制標識に加え、別図第 7 又は別図第 8 の規制標示を設置すること。

(消防活動用空地等の実地確認)

第 14 条 消防活動用空地等の工事が完了したときは、はしご車進入路及び消防活動用空地にはしご車を乗り入れ、着てい等の実地確認を実施する。この場合、規制標識及び標示の設置について併せて確認するものとする。

(消防活動用空地等の維持管理)

第 15 条 建築物の所有者は、はしご車進入路及び消防活動用空地が常に良好な状態で保守管理されるために、定期的な点検を行うものとし、消防長は、当該基準に適合しなくなっていると認める場合は、是正措置を指示する等、その機能を確保させるように努めるものとする。

(適用除外)

第 16 条 この基準は、消防長が敷地、配置、構造、用途等計画建築物の状況から判断

して、この基準によらなくともこの基準と同等以上の安全性が確保されると認められるときは、適用しないことができる。

(設置の届出)

第17条 消防活動用空地を設置する場合は、事前に消防活動用空地設置届出書(様式第2号)を消防長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後の受付に係る審査及び事前協議について適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

3 西尾市開発行為の許可に伴う消防水利施設に関する指導要綱及び消防活動用空地の設置指導基準は、平成23年3月31日で廃止する。

(町の編入に伴う経過措置)

4 一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日前の受付に係る審査及び事前協議については、この要綱の規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

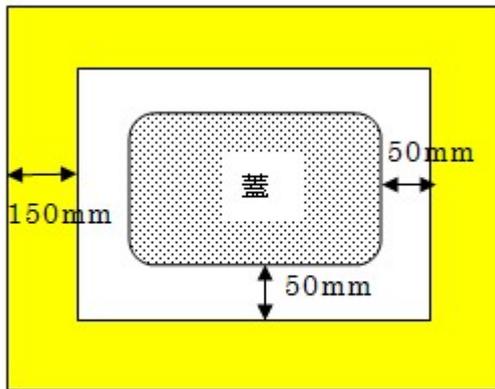
2 この要綱は、施行日以後の受付に係る審査及び事前協議について適用し、同日前までの受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

※標識は原則として消火栓等の直近（概ね5 m以内）に設置すること。

別図第2（第7条第1号関係）

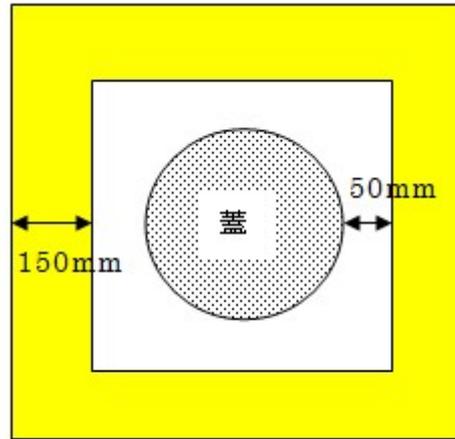
標識の設置が適当でない場合「区画標示ライン」にできる。

角型



黄色又は黄色と同系色のライン

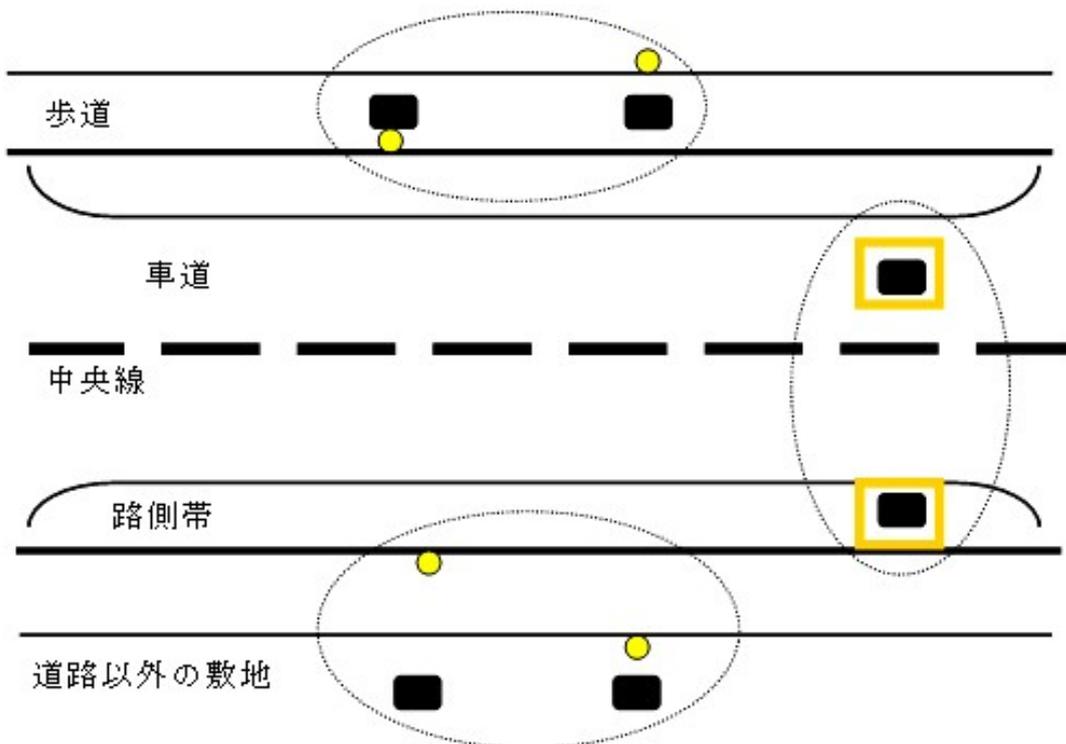
丸型



黄色又は黄色と同系色のライン

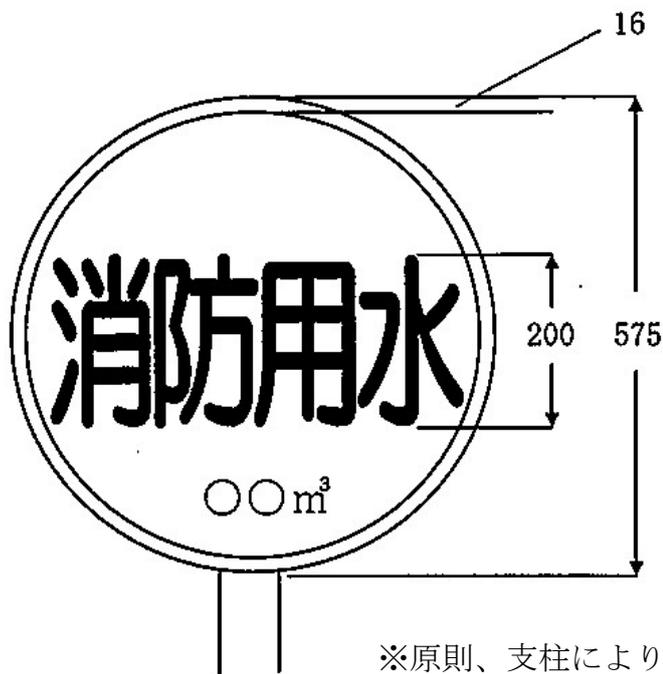
※凡例

- 消防水利の蓋又は取水口
- 水利標識
- 区画標示



別図第3 (第7条関係)

防火水槽を市に帰属しない場合の標識



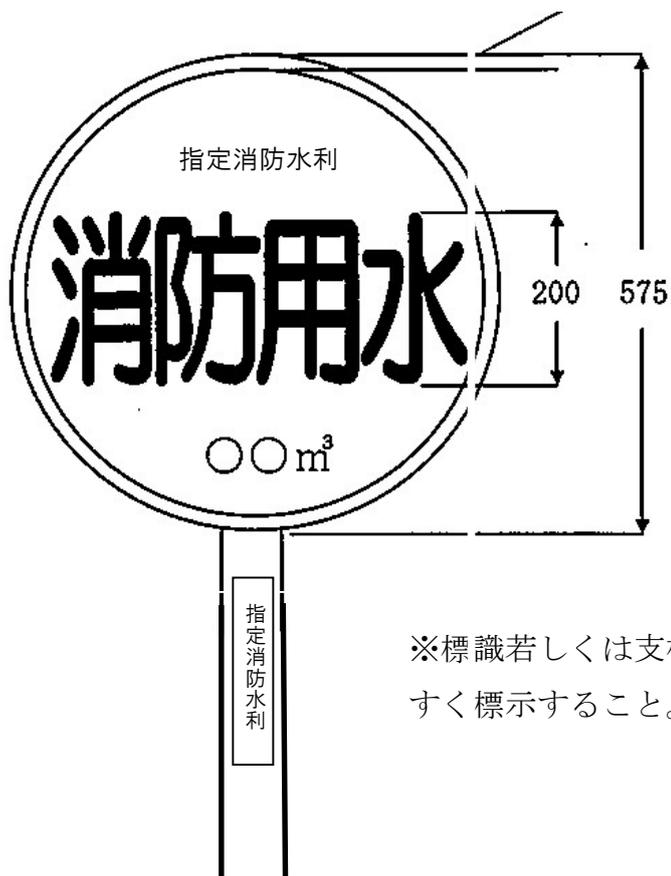
(単位：ミリメートル)

地：赤
縁：白
文字：白

※原則、支柱により「消防用水」の標識を設置すること。
なお、400型の標識も選択可能とする。

別図第4 (第7条関係)

指定消防水利標示

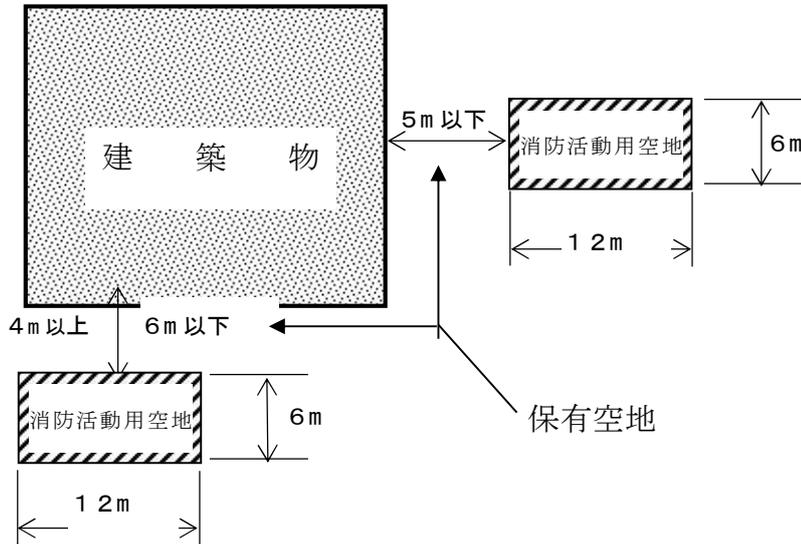


(単位：ミリメートル)

地：赤
縁：白
文字：白

※標識若しくは支柱に「指定消防水利」を分かりやすく標示すること。(ステッカー可)

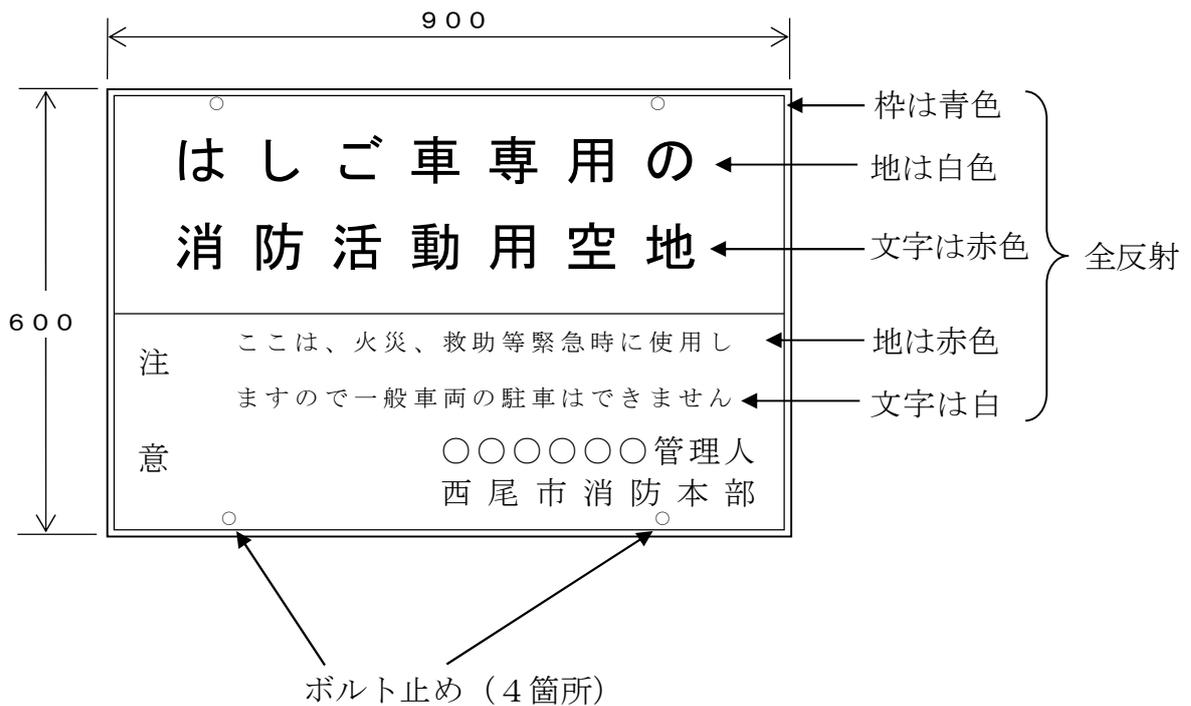
別図第5 (第13条第1項関係)
消防活動用空地の設置基本図



別図第6 (第13条第2項関係)
消防活動用空地の規制標識

(単位：mm)

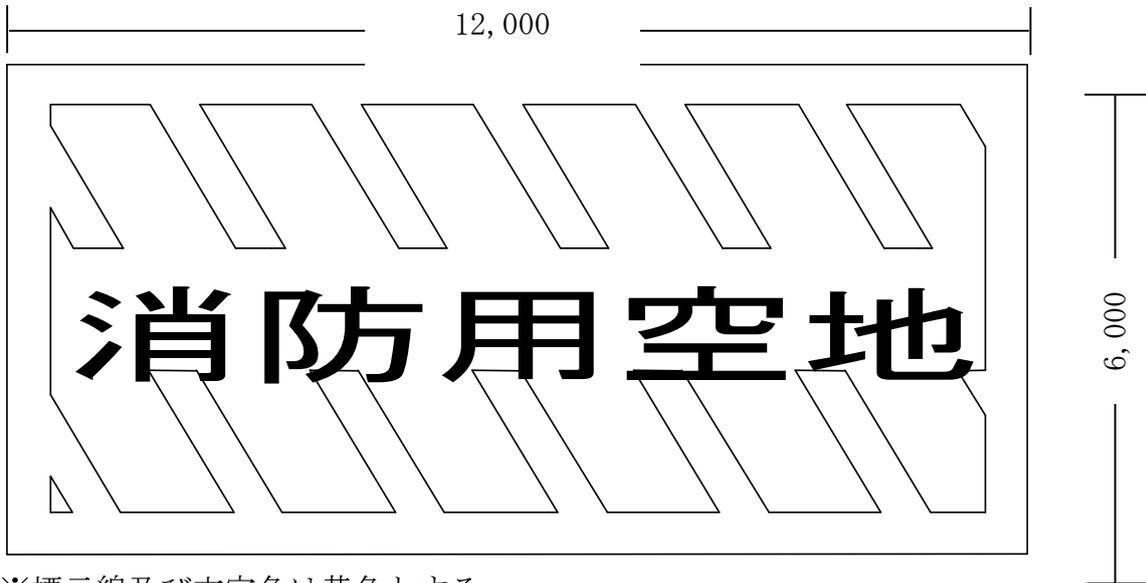
標識板



別図第7 第13条第2項関係)

消防活動用空地の規制標示 1

(単位：mm)



※標示線及び文字色は黄色とする

外周線幅 15 mm、斜線幅 15 mm、文字間隔 150 mm

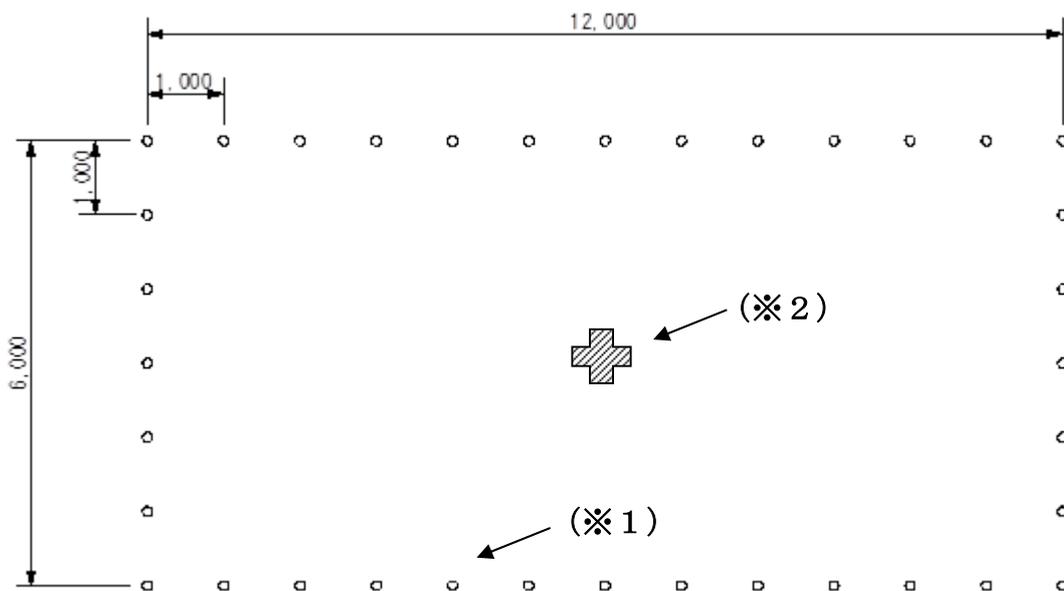
文字線幅 15 mm、文字の大きさ (縦 150 mm×横 100 mm)

別図第 8 (第 13 条第 2 項関係)

消防活動用空地の規制標示 2

1 配置図

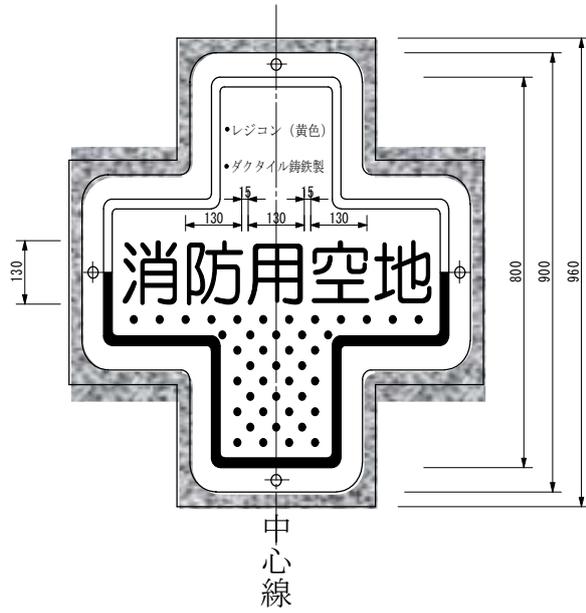
(単位：mm)



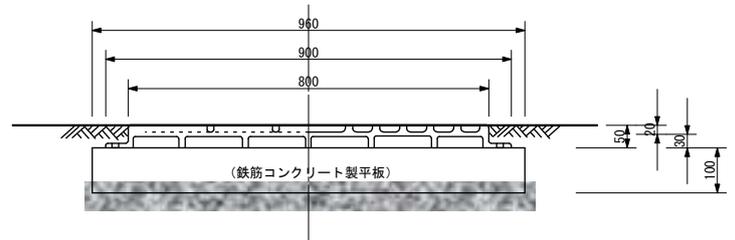
2 構造図

詳細図 1

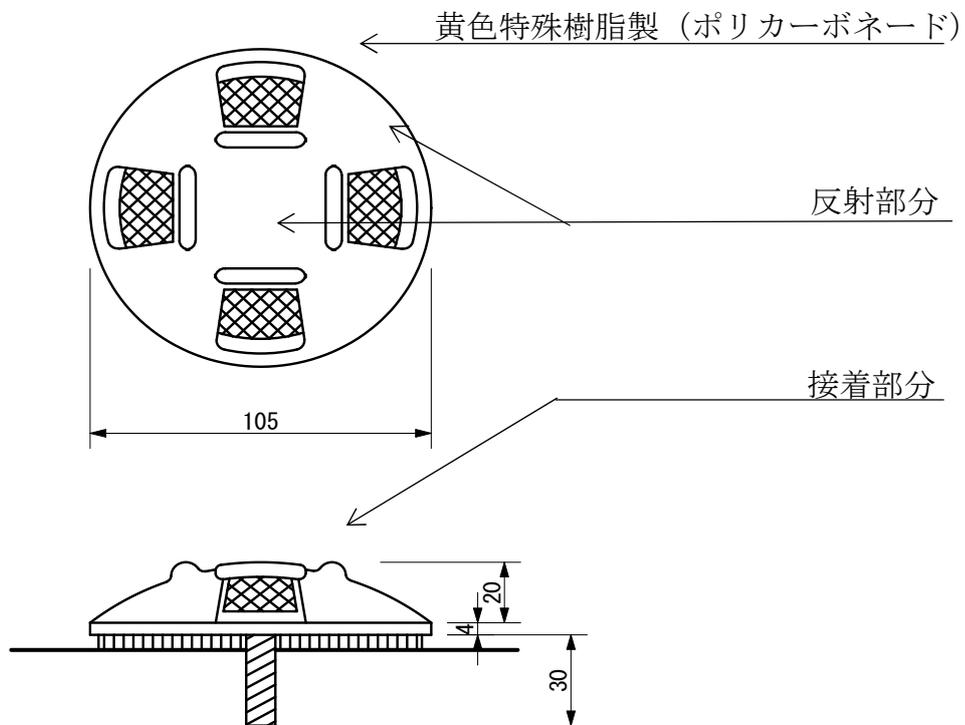
組立平面図



組立断面図



詳細図 2



様式第1号（第9条関係）

消防水利施設設置届出書		年 月 日
(宛先) 西尾市消防長		
届出者 住所 氏名 電話		
西尾市消防施設に関する指導要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。		
事業者	住 所	
	氏 名	電 話
事業所名 又は 工事名称		
設置場所	西尾市	
消防水利 の種別等	<input type="checkbox"/> 消火栓	mm 基
	<input type="checkbox"/> 防火水槽	m ³ 基
帰属の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <ul style="list-style-type: none"> 1. 指定消防水利承諾書を提出します。 2. 消防隊が常時使用可能な状態を保ちます。 	
着工予定年月日	年 月 日	
完成予定年月日	年 月 日	
検査希望年月日	年 月 日	
※ 受付欄	※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 消防水利の案内図、配置図、設計図書（標識含む）を添付し、2部提出すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

様式第2号（第17条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">消防活動用空地設置届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(宛先) 西尾市消防長</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">届出者 住所 氏名 電話</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">西尾市消防施設に関する指導要綱第17条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
事業者	住所	
	氏名	電話
事業所名 又は 工事名称		
設置場所	西尾市	
防火対象物の名称		
着工予定年月日	年 月 日	
完成予定年月日	年 月 日	
※ 受付欄	※ 経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 消防水利の案内図、配置図、設計図書（標識含む）を添付し、2部提出すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。